二十四　先行技術調査（医療）
化粧料、製剤・医療材料等
三十一　先行技術調査（電子商取引）
電子商取引、情報検索、言語処理、暗号等

○国土交通省告示第五百二十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更（第四回）及び事業計画の変更（第八回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年四月十三日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成四年九月二十八日から平成三十三年三月三十一日まで
三　施行地区　千葉県四街道市大字物井、長岡、栗山及び千代田五丁目の各一部
四　土地区画整理事業の名称　四街道都市計画事業物井特定土地区画整理事業
五　事務所の所在地　千葉県四街道市物井六百十三番地
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成四年九月二十八日
七　施行規程の変更（第四回）及び事業計画の変更（第八回）の認可の年月日　平成二十七年四月十三日

○関東地方整備局告示第二百三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
日野市川辺堀之内三五六番一から八王子市大和田町三丁目一〇六四番一まで	前　A　二二・〇〇～四四・二三（メートル） 後　A　二二・〇〇～四四・二三（メートル） B　一三・四二～三六・九八（メートル） C　五・八五～五八・五九（メートル）	五・四四八（キロメートル） 五・四四八（キロメートル） 〇・一六〇（キロメートル） 〇・三四〇（キロメートル）	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第二百三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十三日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百九十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
市川市国分六丁目一〇一四番一から同市国分六丁目九九六番三地先まで	前　六一・〇〇～九三・〇二（メートル） 後　六三・四七～一六六・六〇（メートル）	〇〇・二一八（キロメートル） 〇〇・二一八（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○中国地方整備局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十三日

中国地方整備局長　尾藤　勇

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鳥取市小沢見字長田五八五番三から同市小沢見字東沢一四七番一まで	前　一一・五〇～三六・〇〇（メートル） 後　一四・五〇～四六・八〇（メートル）	〇〇・三七七（キロメートル） 〇〇・三七七（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○北海道開発局告示第七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十三日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百七十四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道河東郡鹿追町笹川北十五線一一番二四から同町瓜幕西三十一線二一番二三まで	前　二四・五〇～三七・四一（メートル） 後　一九・九五～二四・九一（メートル）	〇〇・七四二（キロメートル） 〇〇・七四二（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十三日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十一号	石狩市厚田区望来三五番六から同市厚田区望来一一九番一八まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
〃	石狩市厚田区望来二〇二番三から同市厚田区望来一一九番三二まで	〃
二百三十一号及び四百五十一号	北海道増毛郡増毛町雄冬八五番四から同町雄冬一七六番五地先まで	北海道開発局及び同局留萌開発建設部

供用開始の期日　平成二十七年四月十三日